

被扶養者の認定手続きに必要な提出書類一覧

種別	続柄	提出書類（★マークは支部ホームページに様式あり）										
		★被扶養者申告書	扶養月日の確認できる書類〔注1〕	所得証明書（写し可）	★扶養申立書・扶養証明書	戸籍謄本	年金証書（改定）の写	協議書	組合員と被扶養者の住民票	国内居住要件例外書類	年金手帳の写等	
普通認定	扶養手当受給者	配偶者・父子・孫・祖母・兄弟姉妹	○	○						日本に住所がない	○	○
特別認定	同居・別居なく認められる者	配偶者・父子・孫・祖母・兄弟姉妹	○	○	○	○	○	○		住民票がないとき	○	○
	同居に限られる者	上記以外の親族	○	○	○	○	○	○	○	※次頁参照		
摘要	その他、状況に応じた必要な書類を添付する		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の出生を争うとする場合は不要</li> <li>・既に扶養認定された子・孫・弟妹が、満22歳に達したことにより、普通認定から特別認定へ切り替える（継続認定）場合は不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所得を有する者は確定申告書の写も要提出</li> <li>・中学生以下は提出不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属所長等が証明する</li> <li>・新規認定のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者・子の場合には不要</li> <li>・様式は其済組合から別途送付（給付年金届あて要連絡）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する場合のみ</li> <li>・原則65歳未満の組合員が配偶者（20歳以上60歳未満）を新規認定するとき</li> </ul>					

事 例	扶養月日の確認できる書類
退職による収入減	資格喪失証明書、退職辞令、離職票の写し等
雇用形態の変更による収入減	雇用契約書の写し等
婚姻	婚姻届の受理証明書、戸籍謄本（抄本）の写し等
雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証（様式第11号様式の表・裏面）の写し *支給終了日の印字のあるもの

被扶養者の取消手続きに必要な提出書類一覧

提出書類 (★マークは支部 ホームページに 様式あり)	★被扶養者取消申告書	被扶養者証	事業主の就職証明書又は 被保険者証(健康保険証)の写	年金証書(改定通知書)等の写	所得を明らかにする書類・ なつたことを明らかにする書類	組合員以外の者が主たる被扶養者と なつたことを明らかにする書類	結婚日がわかる書類	離婚日がわかる書類	住民票	死亡日のわかる書類の写	★国民年金第3号被保険者関係届
健康保険等の 資格の取得(就職)	○	○	○								
所得限度 額の超過	○	○		○							○
扶養替え	○	○			○						
結婚 (配偶者以外)	○	○					○				
離婚	○	○						○			○
別居	○	○							○		
死亡	○	○								○	○
その他の場合	○	○	取消事由及びその発生日が確 認できる書類								○

- 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を所得超過・死亡・離婚の事由により扶養取消する場合、「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要です。また、国内居住要件の例外に該当していた被扶養配偶者が海外で就職した等の理由で該当しなくなった場合にも提出が必要です。(就職により健康保険に加入した場合は提出不要)
- 扶養取消日以降、国民健康保険等に加入手続きするために「被扶養者資格喪失証明書」が必要となる場合は、取消申告書の余白部分に「資格喪失証明書交付希望」と朱書きするか、電話にて給付年金班あて依頼してください。ただし、組合員の退職等による資格喪失に伴う「被扶養者資格喪失証明書」が必要な場合、所属機関において「資格等取得(喪失)連絡票」を作成し、該当者に交付してください。